

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）施行規則の一部改正について（タイ産キオウサウエイ種、チヨークアナン種のマンゴウ生果実の条件付き輸入解禁の追加）

（平成28年2月25日）

平成28年2月24日付けをもって、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）の別表2の付表十七（タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの）及び農林水産省告示第八十二号（タイ産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）が改正され、キオウサウエイ種及びチヨークアナン種が追加された旨、官報公示されましたので、お知らせします。

官報掲載URL

（施行規則の改正）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160224/20160224h06721/20160224h067210002f.html>

（農林水産大臣告示の改正）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160224/20160224h06721/20160224h067210004f.html>